

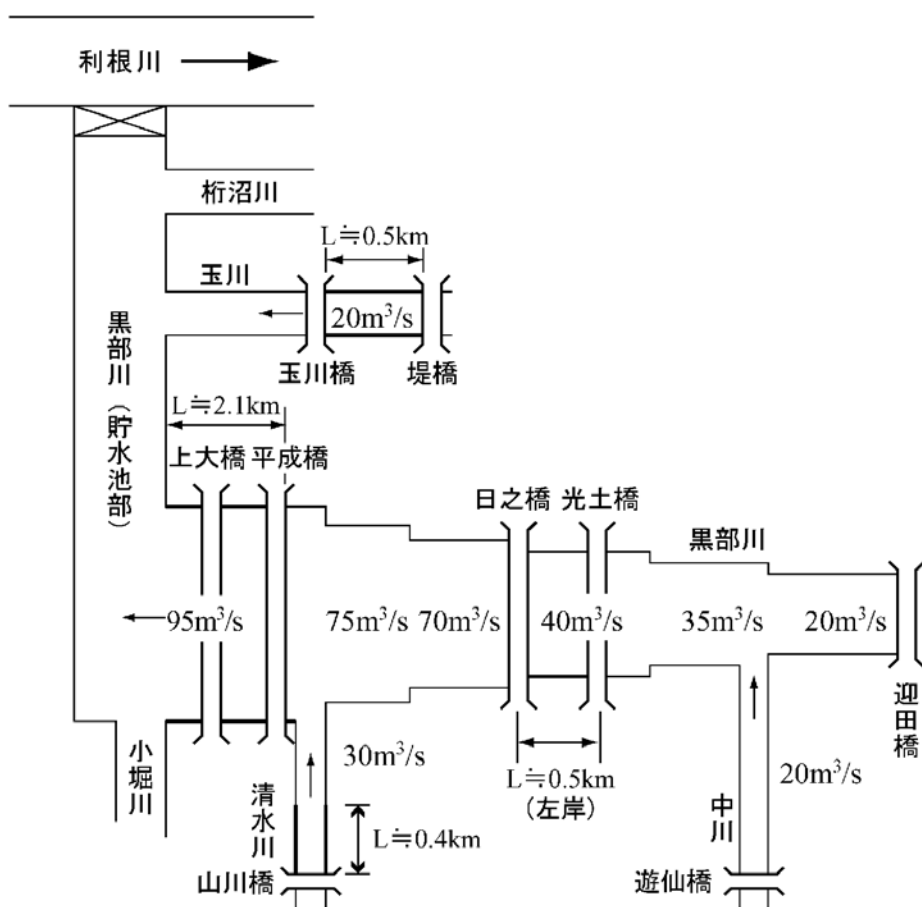
【黒部川流域】

黒部川とその支川である中川、清水川及び玉川について、河道の整備により計画規模の洪水の安全な流下を図る。

河岸は、可能な範囲で勾配を緩やかにして植生の再生を図り、水域から陸域への連続性を確保し、動植物の良好な生息環境を創出する。

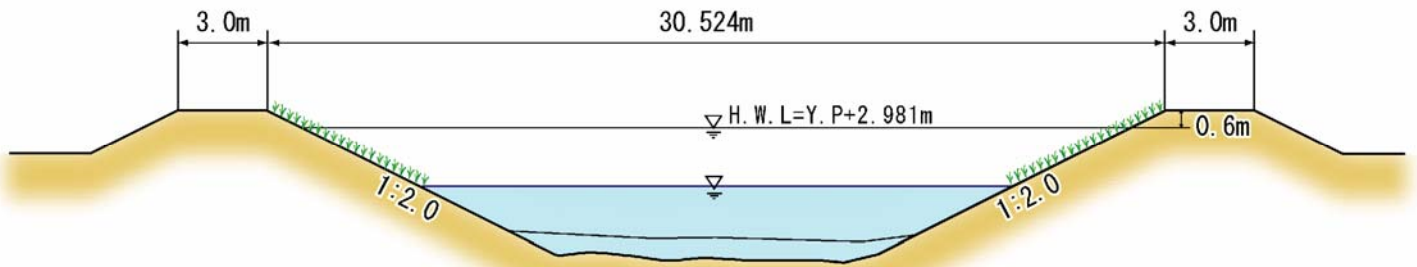
直接浄化施設は、貯水池部において流水を浄化し、既設の直接浄化施設とともに、水環境改善緊急行動計画の目標とする水質の確保に資する。

黒部川計画流量配分図

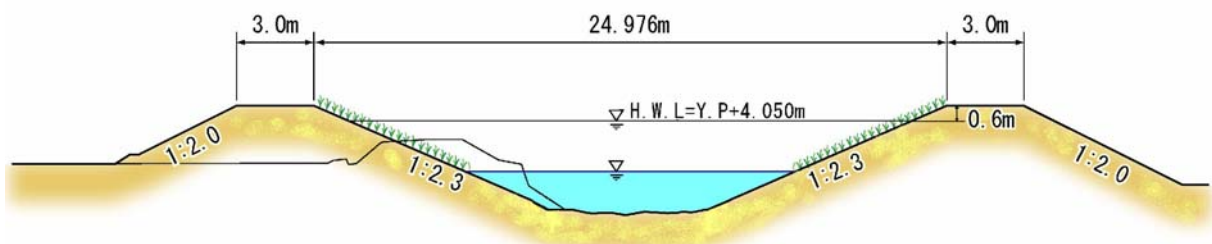


代表断面図

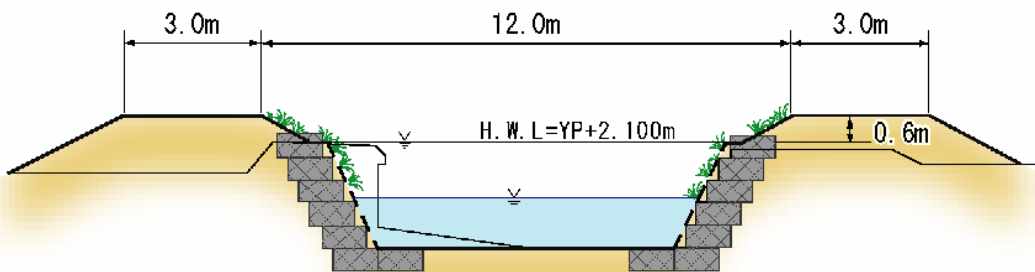
[黒部川 平成橋下流付近]



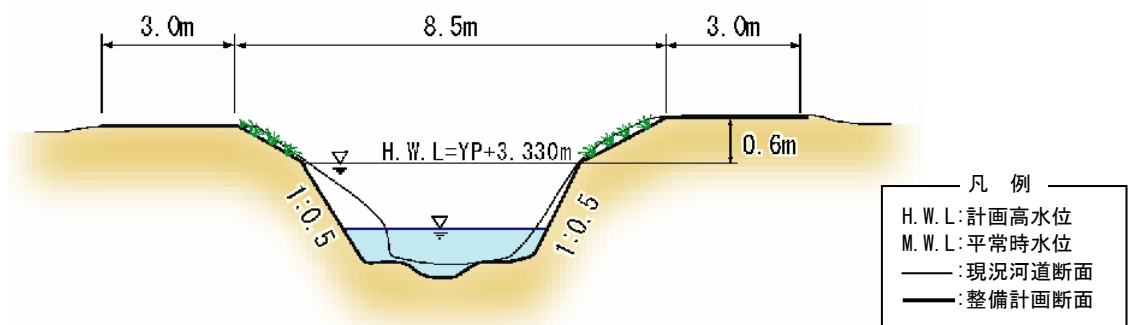
[黒部川 光土橋下流付近]



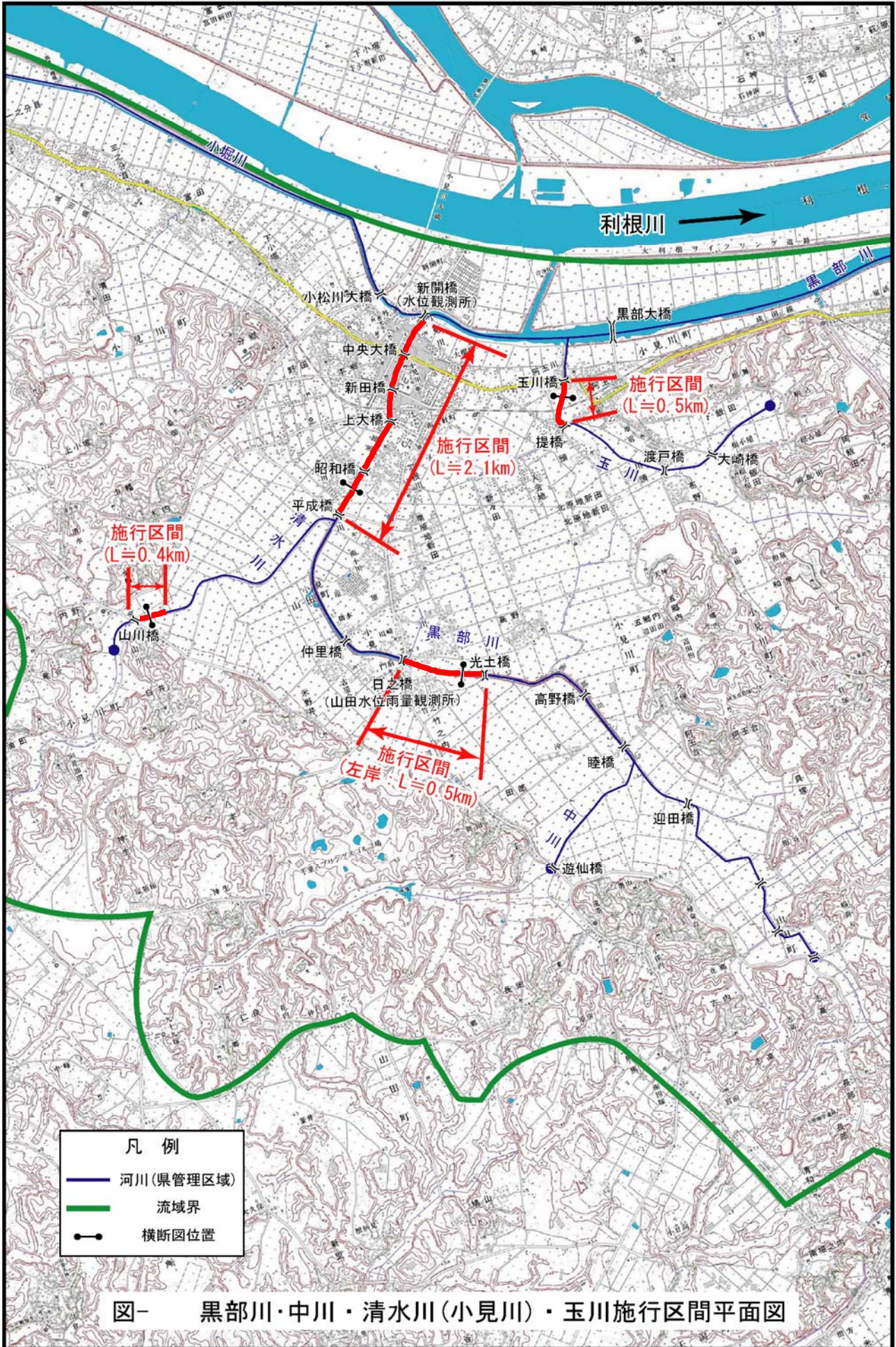
[玉川 玉川橋上流付近]



[清水川(小見川町) 山川橋付近]



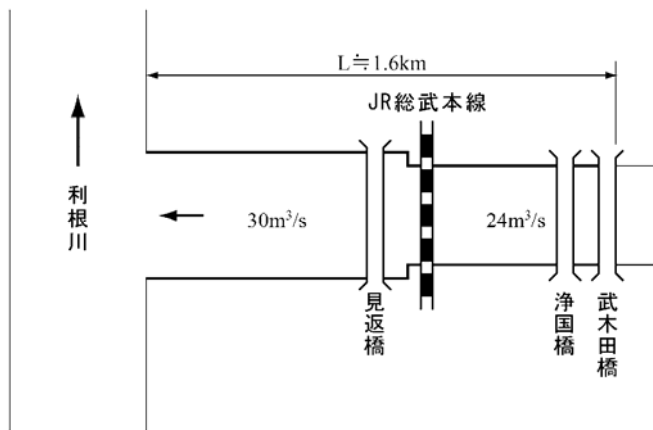
- 凡例
- H. W. L.: 計画高水位
 - M. W. L.: 平常時水位
 - : 現況河道断面
 - : 整備計画断面



【清水川 [銚子市](利根川合流点～武木田橋)】

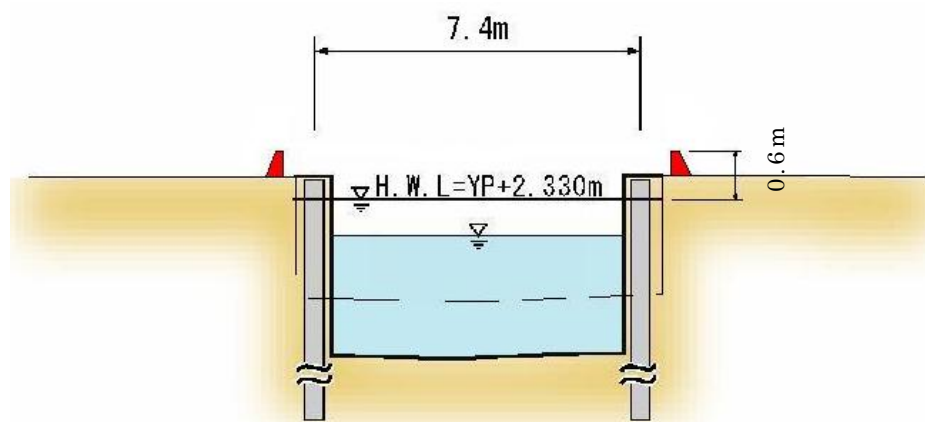
清水川については、河道の整備により計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、浄国橋下流においては、都市公園と一体となった河畔整備事業を行い、親水性を考慮した護岸整備を図る。

清水川(銚子市)計画流量配分図

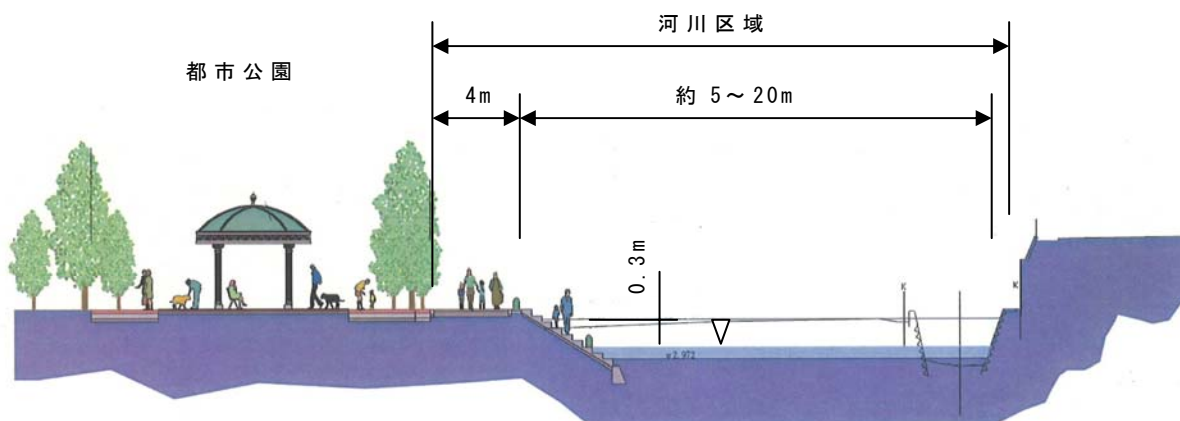


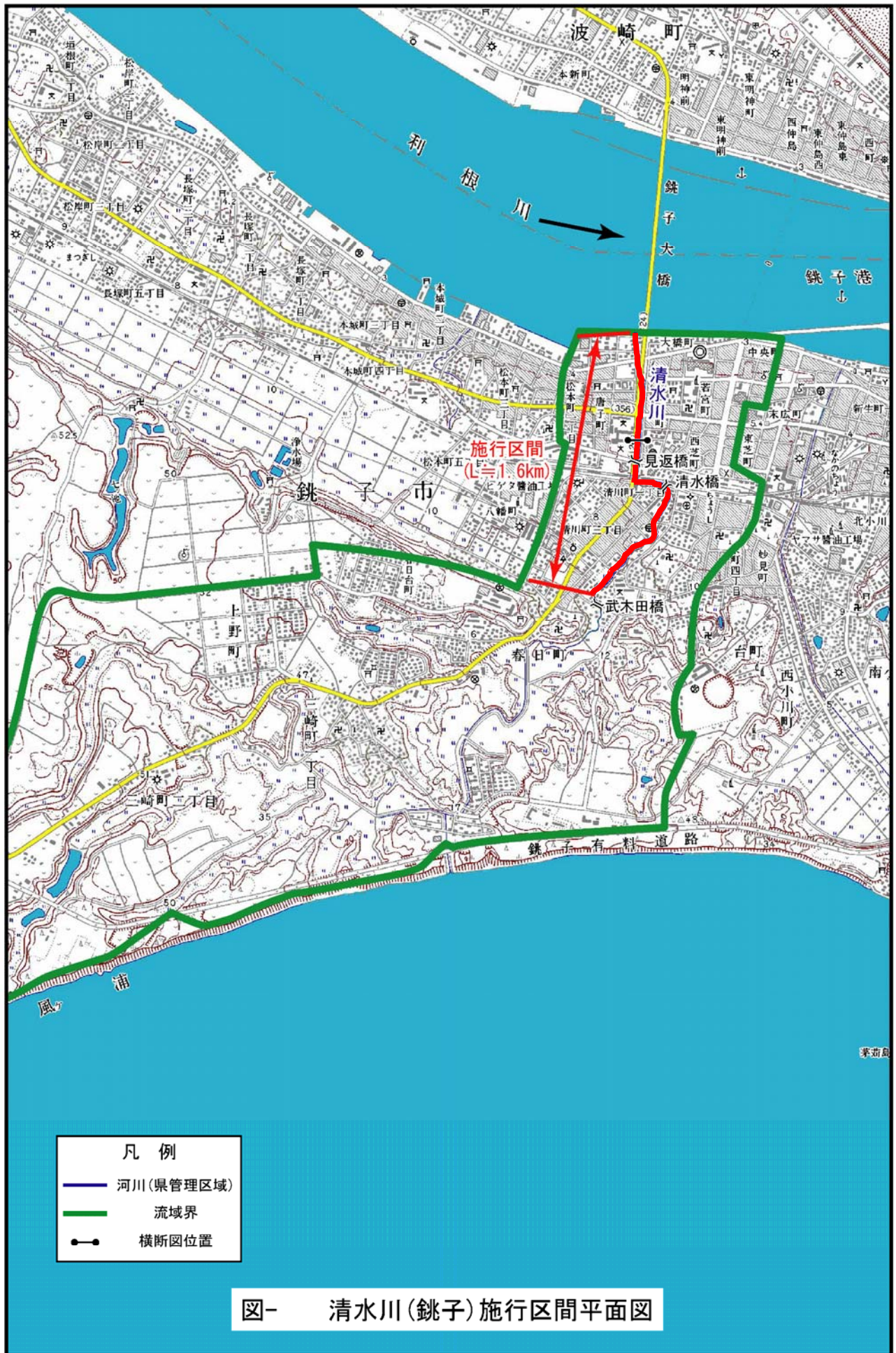
代表断面図

【清水川(銚子市) 見返橋付近】



【清水川(銚子市) 河畔整備区間】





第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

河川の維持管理については、災害の発生の防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、河川本来の機能が十分に発揮されるよう、適切な河川の維持管理に努める。

(2) 河川の維持の種類

1) 河川管理施設

堤防、護岸、洪水調節施設等の施設がその機能を常に発揮し得るよう、堆積土砂や除草等、適切な維持を行う。また、河川巡視による異常の早期発見、状況の把握に努めるとともに、洪水等により堤防等の河川施設が被災を受けた場合には速やかにこれを復旧する。

2) 河川の美化

河川の美化、利用に関する維持管理については、ゴミ等の投棄などを防止するため、河川パトロールを実施する他、河川美化や除草について、地域住民等と相互に協力しながら実施していく。

3) 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持のため必要な流量については、関係自治体及び関係機関等と協力して必要な事項を検討する。渇水の恐れのある場合には水利用者相互の協力を求めるなど、円滑な水利用の調整を図る。

4) 水質の維持

水質の維持改善のため、関係機関や住民と連携を図り水質の状況の把握に努める。また、必要に応じて水質改善の方策について検討するとともに、流域住民の河川の水質に対する意識を高めるように努める。黒部川については、浄化施設の適正な運用を行い、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に定める目標の達成を図る。

(3) 河川の維持の施行の場所

河川の維持を行う区間は、圏域内の河川の県管理区間とする。

第4節 その他

(1) 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援

多様化する流域住民のニーズを反映した河川整備を進めていくためには、関係機関及び流域住民の理解と協力が不可欠である。このため、河川や流域に関する様々な情報を広く提供するとともに、積極的な協力が得られるよう、連携の強化に努める。

(2) 洪水時の対策

施設の能力を上回る洪水に対しては、浸水被害の最小化を図るために、関係機関や流域住民と連携を図りつつ、水防体制や避難警戒態勢の強化、情報の提供、市町による洪水ハザードマップ作成の支援等を行う。

(3) 河川愛護等の普及、啓発

河川の美化活動などに取り組んでいる団体等について、今後ともこれらの活動に協力、支援をする。また、河川に関わるイベントや広報活動などを通じて、流域住民及び河川利用者の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、治水、利水、河川環境に関して流域住民との協働による維持管理に努める。